

## 店頭外国為替証拠金取引・店頭通貨オプション取引説明書（法人のお客様）

旧	新（改訂事項）
(8) ロスカットリスク	(8) ロスカットリスク
店頭外国為替証拠金取引では自動ロスカット（ルール18自動ロスカット参照）を設けておりますが、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール4サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）・インターバンク市場において出合レートがない場合・その他理由がある場合には、決済されるレートが執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失となる可能性もあります。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。	店頭外国為替証拠金取引では自動ロスカット（ルール19自動ロスカット参照）を設けておりますが、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール4サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）・インターバンク市場において出合レートがない場合・取引証拠金が週一回の改定時に大幅に増額となる場合・その他理由がある場合には、決済されるレートが執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失となる可能性もあります。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。
(9) 証拠金規制による強制決済リスク	(9) 証拠金規制による強制決済リスク
新設	店頭外国為替証拠金取引では午前6時45分時点（米国標準時間適用中の場合。米国サマータイム適用中は午前5時45分時点。なお、クリスマス及び年末年始等、主要市場が休場の場合は実施時刻が変更されることがあります）におけるお客様の有効証拠金が、取引証拠金を下回った場合、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。（ルール29 証拠金規制による強制決済参照）その際、相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況等）や対象となるデータ量等により、決済されるレートが執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあります。
ルール11 取引証拠金	ルール11 取引証拠金
(1) 取引証拠金はポジションを保有するのに必要な証拠金をいいます。通貨ペア及び商品毎に異なります。取引証拠金については、当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。  (2) 取引証拠金は為替変動により変更されることがありますので、為替相場の変動次第で資金の追加が必要になる場合もあります。	取引証拠金とはポジションを保有するのに必要な証拠金をいい通貨ペア毎に異なります。取引証拠金は毎週火曜日の午前7時5分（サマータイム期間中は午前6時5分）に改定されます。取引証拠金については、当社ホームページまたは取引システムでご確認ください。
ルール19 自動ロスカット	ルール19 自動ロスカット
(1) FX取引では、原則1分以内の間隔で行われる時価評価によって有効証拠金（ルール12参照）が、各コースに定められたロスカット値を下回った場合に、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。また、その際に、指値注文等の未約定分についても全て取消が行われます。  <div style="text-align: center;"> <p>&lt;ロスカット値&gt;</p> <p>法人L100倍コース 取引証拠金の 50%の額</p> <p>法人L 50倍コース 取引証拠金の 25%の額</p> </div> <p>例1：法人L100倍コース 有効証拠金 ¥30,000でUSD/JPY（取引証拠金 ¥10,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円51銭下落するとロスカットとなります。（他にポジションがない、またスワップポイントは考慮しない場合）</p> <p>例2：法人L50倍コース 有効証拠金 ¥30,000でUSD/JPY（取引証拠金 ¥20,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円51銭下落するとロスカットとなります。（他にポジションがない、またスワップポイントは考慮しない場合）</p>	(1) FX取引では、原則1分以内の間隔で行われる時価評価によって有効証拠金（ルール12参照）が、各コースに定められたロスカット値を下回った場合に、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。また、その際に、指値注文等の未約定分についても全て取消が行われます。  <div style="text-align: center;"> <p>&lt;ロスカット値&gt;</p> <p>法人50コース 取引証拠金の 50%の額</p> <p>法人25コース 取引証拠金の 25%の額</p> </div> <p>例1：法人50コース 有効証拠金 ¥30,000でUSD/JPY（取引証拠金 ¥20,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円01銭下落するとロスカットとなります。（他にポジションがない、またスワップポイントは考慮しない場合）</p> <p>例2：法人25コース 有効証拠金 ¥30,000でUSD/JPY（取引証拠金 ¥20,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円51銭下落するとロスカットとなります。（他にポジションがない、またスワップポイントは考慮しない場合）</p>

ルール29 証拠金規制による強制決済	ルール29 証拠金規制による強制決済
<p>新設</p>	<p>FX取引では、午前6時45分時点(米国標準時間適用中の場合。米国サマータイム適用中は午前5時45分時点。なお、クリスマス及び年末年始等、主要市場が休場の場合は実施時刻が変更されることがあります)におけるお客様の有効証拠金が、取引証拠金を下回った場合、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。また、その際に、未約定注文である指値注文等についても全て取消が行われます。</p>
2-5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項	2-5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項
<p>(21) 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。(22)において同じ。)につき、顧客(個人に限る)が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。)に不足する場合、当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を受付けること</p> <p>(22) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客(個人に限る)にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>	<p>(21) 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。(22)において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が約定時必要預託額に不足する場合、当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を受付けること</p> <p>(22) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が維持必要預託額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>
	<p style="text-align: right;">平成29年2月21日改訂</p>

## 店頭外国為替証拠金取引・店頭通貨オプション約款・規定集 (法人のお客様)

旧	新 (改訂事項)
第7条レバレッジについて	第7条レバレッジについて
<p>本取引ではコースによりレバレッジの最大値を選択できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人L100倍コース 取引証拠金額の100倍程度までの取引が可能</li> <li>・法人L 50倍コース 取引証拠金額の 50倍程度までの取引が可能</li> </ul> <p>各コースは必要な取引証拠金額と、ロスカット値が異なる。 詳細は当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照するものとする。</p>	<p>証拠金の額が、当社が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を基に決定されるため、レバレッジは通貨ペアごとに異なり、またその額は常に一定ではないものとする。</p> <p>詳細は、当社ホームページ上の取引要綱詳細を参照するものとする。</p>
	<p style="text-align: right;">平成29年2月21日改訂</p>